

家系図は行政書士法 1 条の 2 第 1 項にいう「事実証明に関する書類」にあたるか
(最 1 小判平成 22 年 12 月 20 日)

1. 事実の概要

被告人は、行政書士ではなく、かつ、法定の除外事由がないのに、共犯者と共謀の上、業として、合計 6 回にわたり、家系図合計 6 通を作成し、その報酬として合計 90 万円余の交付を受け、家系図は行政書士法 1 条の 2 第 1 項¹⁾に定める「事実証明に関する書類」であるとして、行政書士法違反の罪で起訴された(行政書士法 21 条 2 号、19 条 1 項²⁾)。なお、本件の各依頼者の家系図作成の目的は、自分の先祖の過去について知りたい、仕事の関係で知り合った X からその作成を勧められて作成した、先祖に興味があり和紙で作られた立派な巻物なので家宝になると思った、自分の代で家系図を作っておきたいと考えたなどというもので、対外的な関係での具体的な利用目的を供述する者はいなかったと認定されている。

2. 判旨

「本件家系図は、自らの家系図を体裁の良い形式で残しておきたいという依頼者の希望に沿って、個人の観賞ないしは記念のための品として作成されたと認められるものであり、それ以上の対外的な関係で意味のある証明文書として利用されることが予定されていたことをうかがわせる具体的な事情は見当たらない。そうすると、このような事実関係の下では、本件家系図は、依頼者に係る身分関係を表示した書類であることは否定できないとしても、行政書士法 1 条の 2 第 1 項にいう『事実証明に関する書類』に当たるとみることはできないというべき」であるとして、原判決および第 1 審判決(懲役 8 月・執行猶予 2 年)を破棄し、無罪を言い渡した。

3. 検討³⁾

本件では、観賞ないし記念のための品として作成された家系図が、行政書士法 1 条の 2 第 1 項にいう「事実証明に関する書類」にあたるかが争われている。本条では、行政書士文書として「官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類」と規定する。文理上、「事実証明に関する書類」とは、「官公署に提出する書類」との類推が考慮なされなければならない。このように考えると、本条の「事実証明に関する書類」とは、「官公署に提出する書類」に匹敵する程度に社会生活の中で重要な意味を有するものに限定されるべきものである。もっとも、司法書士が業として、主として官公署に提出する文書を作成するということから規定されているとも考えられるため、社会的重要性を過度に重視すべきではない。

この点、家系図は家系についての調査を踏まえたものではあるものの、公的証明文書とまではいえず、その形状・体裁から、通常は、観賞目的あるいは記念のための品であると評価されている。すべての家系図作成について、行政書士の資格を有しない者が行くと、国民生活や親族関係に混乱を生ずる危険があるという判断は大仰であり、これを行政書士の独占業務であるとするには相当でないというべきである。

本件において依頼者に「対外的な関係での具体的な利用目的」は認められなかった等の事情をも勘案すると、観賞ないし記念のための品として作成された家系図を、本条の「事実証明に関する書類」にあたらなかったとした、本件判決は妥当である。

以上

¹ 1 条の 2 第 1 項：行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）
その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務
又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

² 21 条：次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

2. 第 19 条第 1 項の規定に違反した者

19 条 1 項：行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第 1 条の 2 に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段
の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力
を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

³ 前田雅英『最新重要判例 250〔刑法〕第 8 版』（弘文堂,2011）5 頁。